

社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の役員等に報酬は、支給しないものとする。

(旅費)

第3条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める役員等の旅費に関する規程（平成21年4月1日制定）に基づき、旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。